

第 2 号

12月6日 (火)

平成28年第5回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月6日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第2日目）

- 日程第 1 議案第40号 氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第41号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 3 議案第42号 平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第43号 平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第44号 平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第45号 平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 認定第 7号 平成27年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9号 平成27年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第10号 平成27年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第11号 平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第12号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 追加日程第1 発議第13号 永田義昭議員に対する議員辞職勧告決議案について
- 日程第13 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 河 口 涼 一	2 番 清 田 一 敏
3 番 長 尾 憲二郎	4 番 上 田 俊 孝
5 番 江 寄 悟	6 番 三 浦 賢 治
7 番 松 田 達 之	8 番 片 山 裕 治
9 番 米 村 洋	10 番 笠 原 良 一
11 番 上 田 健 一	12 番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 草 野 信 一 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 野 田 俊 明	健康福祉課長 増 永 光 幸
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代
学校教育課長 稲 田 和 也	生涯学習課長 沖 村 眞 一
農業委員会事務局長 星 田 達 也	代表監査委員 本 田 孝 志

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○9番（米村 洋君） 議長。

○議長（永田義昭君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 動議をお願いします。

○議長（永田義昭君） はい。

○8番（片山裕治君） 議長、休憩。

○議長（永田義昭君） 休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時01分

再開 午前10時04分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま米村洋君から、永田義昭議員に対する議員辞職勧告決議案が提出されました。この件につきまして先ほど議運の委員長からありましたが、議案審査後にしたらどうかということですが、よろしいでしょうか、それで。

○5番（江崎 悟君） 議長判断に任せますよ。

○議長（永田義昭君） それでは、いいですか。ほかの人も。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） それでは議案審査ののちに行いますので、よろしく願いいたします。

○9番（米村 洋君） 議長、ちょっと休憩しよう。

○議長（永田義昭君） はい、休憩です。

-----○-----

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほど、議会運営委員長から今回の先ほどの動議につきまして、議案審査のあとでしたらどうかという提案がございましたが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） そのとおりにいたします。

○9番（米村 洋君） 動議が成立して、延長をするということですね。

○議長（永田義昭君） はい。一応、成立はしております。1人以上の賛成がございましたので成立いたしておりますので。はい。

-----○-----

日程第 1 議案第40号 氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 議案第41号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について

日程第 3 議案第42号 平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第43号 平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 5 議案第44号 平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 6 議案第45号 平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 7 認定第 7号 平成27年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9号 平成27年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第10号 平成27年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第11号 平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第12号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第1、議案第40号、氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、認定第12号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。

本定例会に提案いたしております議案につきまして、私のほうから簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

本定例会に提案いたしておりますのは、条例改正1件、平成28年度一般会計及び特別会計補正予算5件、9月議会で審議未了となりました平成27年度一般会計並びに特別会計の決算認定6件でございます。

議案第40号は、氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例について、人事院規則の改正に伴いその一部を改正するものであります。

議案第41号は、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第6号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億9,180万円を追加をし、歳入歳出総額それぞれ9億878万3,000円とするものであります。

歳入の主な予算といたしまして、地方交付税1億6,896万円、国庫支出金2,580万2,000円、県支出金1億6,927万3,000円、寄附金800万円であります。

歳出の主な予算は民生費1,214万円で、その主な内容は熊本地震災害弔慰金関連事業費及び障害者福祉事業費であります。農林水産業費1億9,022万円で、その主な内容は被災農業者向け経営体育成支援事業補助金でございます。土木費809万3,000円で、その主な内容は島崎川改修測量設計業務委託料であります。災害復旧費2,328万3,000円、その内容は農業用施設災害復旧事業補助金でございます。

議案第42号は、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,056万1,000円を追加をし、歳入歳出総額それぞれ24億5,015万2,000円とするものであります。

歳入の主な予算といたしまして、国庫支出金950万3,000円、療養給付費交付金あわせまして、また歳出の主な予算は、保険給付金382万円、共同事業拠出金620万円であります。

議案第43号は、平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ125万9,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ15億3,552万8,000円とするものでございます。歳入の主な予算として、繰越金125万9,000円、歳出の主な予算はおむつ購入事業費118万7,000円であります。

議案第44号は、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ1億5,178万3,000円とするものでございます。歳入の主な予算として諸収入4万4,000円、歳出の主な予算は一般管理費4万4,000円ござい

ます。

議案第45号は、平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億2,031万2,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ9億1,298万円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして国庫支出金5,000万円、町債7,020万円でございます。歳出の主な予算は公共下水道建設費1億2,031万2,000円でございます、工事請負費等でございます。

認定第7号から認定第12号までは平成27年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、9月議会で審議未了により廃案となったため監査委員の意見書及び主要な施策の成果に関する調書を添付をし、再度、認定に付すものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的内容につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田義昭君） これから議案第40号から順次、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（陳野信次君） それでは議案第40号、氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法において定める配偶者同行休業の期間の再度の延長を、国家公務員において運用する人事院規則が平成28年4月1日に施行改正されたことにより、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容は第6条の2、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を追加するもので、配偶者の外国での勤務が条例第3条で規定する3年間の期間を延長し、さらに勤務が引き続くことが最初の延長申請時に確定していなかったこと、その他町長がこれに準ずると認める事情を追加するものでございます。地方公務員法で規定されている期間の延長につきましては、通常では1回に限りますが、条例で定める特別の事情がある場合は再度の延長ができることになっており、その特別の事情を条例で規定するものでございます。附則で施行日は公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして、議案第41号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

平成28年度氷川町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億878万3,000円とするものでございます。

歳出のほうから主なものを説明申し上げたいと思います。14ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、19節、負担金補助及び交付金の地方バス対策補助金121万4,000円につきましては、予算が不足するため補正するものでございます。

18ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、20節、扶助費の1,500万円につきましては、熊本地震に関わり住民が死亡された方への災害弔慰金を補正するものでございます。10目、高齢者福祉費、19節、負担金補助及び交付金の154万7,000円につきましては、介護従事者の負担軽減のため、歩行アシストカー6台分を3施設へ地域介護福祉空間整備等事業費補助金といたしまして補正するものでございます。15目、障害者福祉費、20節、扶助費の自立支援医療（更生医療）給付費事業263万9,000円及び、障害福祉サービス費等の1,805万9,000円につきましては、当初より利用者数が増加したため補正するものでございます。

次に19ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、13節、委託料の304万円につきましては、放課後児童クラブ健全育成事業委託料、3小学校の利用する児童数の確定に伴い補正するものでございます。15目、保育所費、23節、償還金利子及び割引料の保育施設給付費国庫負担金返還金180万2,000円につきましては、平成27年度の実績により返還金が生じたため補正するものでございます。

20ページをご覧ください。20項、5目の災害救助費、18節、備品購入費の421万2,000円につきましては、熊本地震での仮設住宅39戸へ、熊本県より100%補助により物置を設置するため補正するものでございます。20款、衛生費、5項、保健衛生費、5目、保健衛生総務費、28節、繰出金の290万3,000円につきましては、国民健康保険特別会計へ繰入れするため補正するものでございます。

次に21ページをご覧ください。40目、後期高齢者医療事業費、19節、負担金補助及び交付金の264万4,000円につきましては後期高齢者広域連合市町村負担金の平成27年度の療養給付負担金の確定によりまして不足を生じたため、追加補正をするものでございます。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金1億8,453万5,000円につきましては、地震に伴い3回の要望調査で追加事業により補正するものでございます。

22ページをご覧ください。35目、地籍調査事業費、13節、委託料の検証測量委託料245万5,000円につきましては、平成25年度・26年度で調査しましてまだ登記がなされていない大野の一部の地域で、地震後の座標値が現地と整合性が取れているか測量し、比較点検するため補正するものでございます。

次に24ページをご覧ください。35款、土木費、15項、河川費、10目、河川改修費、13節、委託料の700万7,000円につきましては、島崎川改修測量設計業務委託料で国交省へ要望していました念願の国道3号暗渠改修が行われますので、上流部の島崎川改修を行うため実施測量設計業務委託料を補正するものでございます。

25ページをご覧ください。40款、5項の消防費、15目、消防施設費、19節、負担金補助及び交付金の250万円につきましては、中大野地区に地上式防火水槽1基を設置するため、消防用施設整備補助金を補正するものでございます。25目、災害対策費、19節、負担金補助及び交付金の550万円につきましては、熊本県が平成26年度から28年度まで実施する防災行政無線システム再整備に伴い、防災用非常電源設備等の更新費用で当町の負担分を補正するものでございます。

次に26ページをご覧ください。45款、教育費、15項、中学校費、5目、学校管理費、18節、備品購入費の268万2,000円につきましては、竜北中学校武道場の柔道用畳98枚を畳の床が固く危ないため購入するもので、一般備品の残額分と相殺し補正するものでございます。

27ページをご覧ください。50款、災害復旧費、5項、農林水産施設災害復旧費、5目、農業用施設災害復旧費、19節、負担金補助及び交付金の2,328万3,000円につきましては、農業用施設災害復旧事業補助金、用水路のパイプライン6カ所及び排水路の1カ所の追加事業を補正するものでございます。

次に28ページの給与明細書の1、特別職、29ページの2、一般職及び31ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略させていただきたいと思

いますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、歳入につきまして主なものについて説明いたします。8ページをご覧ください。5款、町税、15項、5目、軽自動車税、5節、現年課税分の240万円の減額につきましては、軽自動車税の初年度登録から13年経過した軽自動車について重課税がされますが、買換え等によりまして当初見込み額より減少したため補正するものでございます。45款、5項、5目、5節の地方交付税の1億6,896万円につきましては、交付税の交付額が確定しましたので補正するものでございます。

9ページをご覧ください。65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫負担金、10節、障害者支援給付費負担金の1,051万5,000円につきましては、障害者支援給付費等負担金909万8,000円及び自立支援医療の更生医療費負担金131万9,000円、育成医療費負担金9万8,000円は利用者の増加により補正するものでございます。15目、災害復旧費国庫負担金、10節、文教施設災害復旧負担金の344万3,000円の減額につきましては、公立学校施設災害復旧負担金、竜北西部小学校運動場外部フェンス設置工事、西部小・東小・竜北中学校校舎外壁等亀裂補修工事の災害査定により額の決定に伴い、補正するものでございます。10項、国庫補助金、10目、民生費国庫補助金、5節、社会福祉補助金の地域介護・福祉空間整備費交付金154万7,000円につきましては、介護従事者の負担軽減を図るため、歩行アシストカーを3施設で6台導入に対する国の100%補助によるもので、10節、児童福祉費補助金の138万8,000円につきましては、子ども・子育て支援事業交付金、町内3小学校の放課後児童クラブ健全育成事業の利用児童数の増加に伴い、補正するものでございます。40目、災害復旧費国庫補助金、5節、農林水産業施設災害復旧補助金の1,588万8,000円につきましては、用水路パイプライン排水路施設の災害復旧事業の追加に伴い、補正するものでございます。

次に10ページをご覧ください。70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金、3節、社会福祉負担金の1,125万円につきましては、熊本地震に伴い亡くなられた方への災害弔慰金を補正するものでございます。10節、障害者支援給付費負担金の525万6,000円につきましては、障害者支援給付費等負担金454万8,000円、自立支援医療（更生医療）費負担金65万9,000円、育成医療費負担金4万9,000円は利用者の増加により補正するものでございます。50節、災害救助費負担金の421万2,000円につきましては、応急住宅仮設へ物置を設置するもので、県費100%補助で補正するものでございます。10目、衛生費負担金、5節、保険基盤安定負担金の217万6,000円に

つきましては、国保保険基盤安定負担金、国県負担金交付申請による追加交付により補正するものでございます。

11ページをご覧ください。10項、県補助金、10目、民生費県補助金、10節、児童福祉費補助金の101万3,000円につきましては、放課後児童クラブ健全育成事業費補助金、西部小、東小、宮原小、町内3小の児童利用者数の増加に伴い補正するものでございます。20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の1億4,331万4,000円につきましては、3回にわたる調査により事業費の追加及び農業共済加入促進事業費補助金の112万2,000円は、熊本地震に伴い県からの8分の1補助の新設により補正するものでございます。23目、5節の商工費補助金の100万円につきましては、立神峡ログハウス屋根改修事業へ県費補助金が決定しましたので、補正するものでございます。

次の12ページをご覧ください。80款、5項の寄附金、20目、5節の災害復旧費寄附金746万5,000円につきましては、熊本地震による9月以降11月までの個人1名、4団体からの寄附金を補正するものでございます。85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節の財政調整基金繰入金5,000万円の減額につきましては、交付税の追加に伴い財源確保ができるため補正するものでございます。90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金の2,705万1,000円の減額につきましては、先ほど財政調整基金繰入金で説明しましたように、交付税により予算の財源が確保できるため補正するものでございます。

13ページをご覧ください。99款、5項の町債、5目、総務債、10節、臨時財政対策債の2,932万3,000円の減額につきましては、発行可能な額の決定に伴い補正するものでございます。17目、商工債、5節、合併特例債の100万円の減額につきましては、立神峡ログハウス屋根改修事業へ県費補助金が決定しましたので、補正するものでございます。25目、消防債、15節、緊急防災・減災事業債の550万円につきましては、熊本県が平成26年度から28年度にかけ実施する防災行政無線システム再整備事業に係る防災用非常電源設備等の更新費用の負担分を充当するため、補正するものでございます。35目、災害復旧債、5節、補助災害復旧事業債の1,040万につきましては、農業施設災害復旧事業債、用水路パイプライン排水路施設の追加事業分及び西部小運動場外部フェンス設置工事、西部小・東小・竜北中学校校舎外壁等亀裂補修工事の補助確定によりまして、補助残額に充当するため補正するものでございます。10節、単独災害復旧事業債の1,340万円につきましては、公共・公用施設災害復旧事業債、吉野選果場、西部カントリーの単独災害復旧事業分を充当するため、補正するものでございま

す。これで歳入予算について説明を終わります。

次に前のページに戻りまして、5ページをご覧ください。第2表、地方債補正の変更です。補正後の限度額でございます。後ほどご覧いただきますよう、お願い申し上げます。

以上で議案第41号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） 議案第42号、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,015万2,000円とするものです。

6ページ、歳入をご覧ください。15款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、療養給付費等負担金、10節、過年度分に平成27年度負担金精算に伴う追加交付785万9,000円、15目、5節、特定健康診査等負担金、平成28年度交付金決定に伴う追加交付164万4,000円を計上いたしております。20款、5項、5目、療養給付費交付金、10節、過年度分に平成27年度交付金精算に伴う追加交付321万7,000円、25款、県支出金、5項、県負担金、10目、5節、特定健康診査等負担金、平成28年度負担金交付決定に伴う追加交付164万4,000円を補正するものです。

7ページをご覧ください。40款、繰入金、5項、5目、一般会計繰入金、10節、保険基盤安定繰入金に平成28年度追加交付に伴う290万3,000円を計上、45款、5項、繰越金、10目、5節、その他繰越金については670万6,000円を減額補正するものです。

8ページ、歳出をご覧ください。5款、総務費、5項、総務管理費、10目、連合会負担金、19節、負担金補助及び交付金の24万6,000円につきましては、熊本県国保連合会が実施いたします二つの事業の市町村負担金で、現年度滞納者に対して電話で納付案内を行うコールセンター事業に15万円、市町村の自主的な取り組みによる医療費抑制効果を算出するデータヘルス支援システム開発事業に9万6,000円を計上するもので、10款、保険給付費、5項、療養諸費、15目、一般被保険者療養給付費、19節、負担金補助及び交付金の100万円につき

ましては、直近までの実績から予算に不足が見込まれるため補正するものです。

9ページをご覧ください。10款、保険給付費、10項、高額療養費、5目、一般被保険者高額療養費、19節、負担金補助及び交付金280万円、25款、5項、共同事業拠出金、5目、高額医療費拠出金、19節、負担金補助及び交付金620万円につきましても、実績から予算に不足が見込まれるため補正するものです。

以上で、議案第42号、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第43号、平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出歳入それぞれ15億3,552万8,000円とするものでございます。

6ページ、歳入をご覧ください。45款、5項、5目、5節、繰越金で125万9,000円を補正するものでございます。

7ページ、歳出をご覧ください。主な補正としましては、10款、保険給付費、10項、5目、市町村特別給付費、19節、負担金補助及び交付金のおむつ購入費支給事業の費用に不足が見込まれるため118万7,000円を補正するものです。

以上で、議案第43号、平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第44号、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,178万3,000円とするものでございます。

6ページ、歳入をご覧ください。25款、5項、5目、5節、繰越金で4万4,000円を補正するものです。

7ページ、歳出をご覧ください。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般

管理費、11節、需用費の印刷製本費に指定金融機関変更による納付書様式を変更するため4万4,000円を補正するものです。

以上で、議案第44号、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての説明を終わります。

○議長(永田義昭君) 建設下水道課長。

○建設下水道課長(前崎 誠君) それでは議案第45号、平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明いたします。

平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,031万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,298万円とする補正でございます。増額の主な理由としましては、下水道面整備の早期完了のためのもので、平成28年度は要望額に対する満額回答を受け3億円の事業を実施しております。熊本地震の影響により被災町村がインフラなどの壊滅的な被害を受け、未復旧対策交付金の執行ができない状況にあります。このことで次年度以降の影響を考え5,000万円の追加要望をし、下水道事業計画の早期完了に向けての事業費の増額補正でございます。

歳出からご説明いたします。9ページをご覧ください。5款、公共下水道事業費、5項、公共下水道事業費、15目、公共下水道建設費、13節、委託料の39万2,000円は社会資本整備総合交付金変更申請に伴う追加事業執行のため、地質調査の成果に伴う上新田処理分区の設計見直しに係る実施設計業務委託料であります。15節、工事請負費の管渠築造工事1億1,018万8,000円は社会資本整備総合交付金変更申請に伴う追加事業執行のため、増額補正であります。22節、補償補填及び賠償金の下水道等移設補償費973万2,000円は、社会資本整備総合交付金変更申請に係る追加事業執行のため増額補正するものです。

続きまして歳入の説明に入ります。7ページをご覧ください。15款、国庫支出金、5項、国庫補助金、5目、下水道補助金、5節、下水道補助金について社会資本整備総合交付金5,000万円を増額するものです。16款、県支出金、5項、県補助金、5目、下水道補助金、5節、県補助金について30万円を追加するものです。これは、県生活排水適正処理重点推進事業の創設による事業採択のためであります。20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、5目、一般会計繰入金、5節、一般会計繰入金について18万8,000円を減額するものです。

8ページをご覧ください。35款、町債、5項、町債、5目、下水道債、5節、下水道債につきましては社会資本整備総合交付金の変更申請のため、建設事業費の財源として7,020万円を増額するものです。

地方債の補正につきましては、4ページをご覧ください。予算書第2条の地方債について、下水道債の限度額を2億6,700万円に変更増額としております。

以上で、議案第45号、平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして、認定第7号、平成27年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

地方自治法の規定によって監査委員の意見を受けて議会の認定に附すものでございますが、9月議会に上程いたしまして主な決算の概要を説明いたしましたが無効となりまして、今回、再度認定していただくものでございます。配付しております別冊の資料、平成27年度における主要な施策の成果に関する調書の中で事業の内容等を詳しく記載しておりますので、決算の概要について説明させていただきます。

まず、決算書の歳入の部分の1ページ、2ページをご覧ください。

○5番（江崎 悟君） 議長、議長。中の説明はもう既に終わっていますので、提案理由だけで構わないんじゃないかと思いますが。

○議長（永田義昭君） それでは提案理由でお願いします。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成27年度の氷川町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して、議会の認定に附すものでございます。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） それでは、認定第8号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

先ほどありましたとおり、提案理由のみ申し述べさせていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に附するものでございます。

続きまして、認定第9号、平成27年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に附する

ものでございます。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） はい、認定第10号、平成27年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定10号、平成27年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に附するものです。

続きまして、認定11号、平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に附するものです。

以上です。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） はい。認定12号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に附するものがございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 説明が終わりました。

先ほど、米村洋君から永田義昭議員に対する議員辞職勧告決議案が出され動議が提出され、1人の賛成者がありましたので成立いたしております。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し追加日程1として議題とすることに決定しました。

ただいまから議案作成のため、しばらく休憩します。11時10分に再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第1 発議第13号 永田義昭議員に対する議員辞職勧告決議案について

○議長（永田義昭君） 追加日程第1、発議第13号、永田義昭議員に対する議員辞職勧告決議案についてを議題とします。

私は当事者ですので、地方自治法第117条の規定によって退場します。これより議長の職務を地方自治法第106条の規定により、副議長に行かせます。

また、地方自治法第117条の但し書きの規定によって、発言の許可を求めた上で退場いたします。

[永田義昭議員 退場]

○副議長（上田健一君） 今、議長が退場されましたので、地方自治法第106条の規定によって議長の職務を私、副議長が行います。ここで提出者の説明を求めます。米村洋君。

説明のあと、除斥になっています。

○9番（米村 洋君） 発議第13号、氷川町町議会議長、永田義昭殿。

平成28年12月6日。提出者、氷川町議會議員 米村洋。

永田義昭議員に対する辞職勧告決議案。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第12条並びに会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

永田義昭議員の辞職勧告決議案。本町議会は永田義昭議員に辞職勧告を行う。以上、決議する。平成28年12月6日。

要旨は、平成28年8月5日の道路交通法第5条の違反行為、議長を含め4名の問題について。

○副議長（上田健一君） ここですね、除斥が必要だと思いますので、清田一敏君、江寄悟君、松田達之君の除斥をお願いします。

[清田一敏議員、江寄悟議員、松田達之議員 退場]

○9番（米村 洋君） 提案の理由を読みます。

氷川町議会は12月5日、開会の日に一般質問であったが、議長不信任案と議員辞職勧告決議案、議長請願不信任案等を2件、特別調査委員会設置等々賛成多数で可決した。その理由は道路交通法違反行為である。

一番の問題は道路交通法違反第57条の乗車又は積載の制限違反行為、飲酒運転疑惑を発端に議会の議長の資格責任が問われ、議長は責任も取らず議会は迷走しております。

一般質問もできず、執行部に対して大変な迷惑を掛け、永田議長の問題に午前10時から午後5時までの時間を費やしたことにおいて、永田議長の責任は重大であります。

今日6日の新聞紙上においてもしかり、議会の「負の宣伝」ばかりされて、昨日傍聴に来られた区長の中からも「議会はなっとらん。議長は辞めるべきだ。もう解散したらどうか。」とたくさんの人たちから意見も出ております。議会の信用失墜は明白であります。

今こそ町民のために、健全なる議会運営がなされるためには清く永田議員は議員辞職をすべきであります。

よって議員辞職勧告を提出するものである。

また、議員を辞職をしない場合は議長を辞職するか、議会解散をするか、議会をどうするか問題を提起したいと思います。

○副議長（上田健一君） 説明が終わりました。ただいま除斥されています永田義昭君から地方自治法第117条の但し書きの規定によって、議会に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。この申し出に同意することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、永田義昭君の申し出に同意することに決定しました。

永田義昭君の入場を許します。

[永田義昭議員 入場]

○副議長（上田健一君） 永田義昭君の発言を許します。永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 意見陳述の場を設けていただき、ありがとうございます。昨日からいろいろございましたが、定員オーバーの件では車に乗せてもらったのは事実であり、弁解の余地はありません。軽率な行動で深く反省しています。執行部の皆さんや議会、町民の皆さんにも本当に私事で大変ご迷惑をお掛けしましたことを、心からお詫び申し上げます。昨日、意見陳述で多くを述べていますので、他の件ではもう割愛させていただきます。先ほど中身を見ますと、議員辞職・議長辞職の・・・でございますが、私としては議員辞職も議長の辞職も今、考えていません。これから精一杯努めていきたいと思っております。それから、解散の件については私が決めることではございません。解散権はありませんので、その件は割愛させていただきますと思っております。

意見陳述を終わります。

○副議長（上田健一君） 質問はありませんか。上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 一応関連してですね。今日、私も新聞を読みましたよ。そして、昨日ある町民の方から電話がありました。もう、どぎゃんかせろと。議長、もう本当ですね、議会の混乱は行政の混乱、行政の混乱は町民の不幸ですよ。そし

て、あなたは町民から出ておるんですよ、辞めてくださいと。それも議会OBの方から。それに対してですね、何ら反省のない。もう1回お尋ねします。それに対して、あなたはどう思われますか。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） それは上田俊孝議員にいろいろ話されたとか、いろいろあるかと思えます。私には今日、電話も入っていますけれども、いろいろあるけれども負けないで頑張ってくださいということは、ちょっといろいろありました。それからそれぞれ違いはあるのかなと思えます。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） その何を負けないでくださいですか。理由がわかりません。どうぞ、答弁をお願いします。

○議長（永田義昭君） 負けないでくださいというより、それではなくて辞めないでくださいですね。もう、それは言われました。

○副議長（上田健一君） ほかに質問ありませんか。笠原良一君。

○10番（笠原良一君） 議長、特別調査委員会の設置も可決しているんですよ。一番、特別調査特別委員会は議長が一番知ってのとおりです。昨日も区長さんからですね、答弁をされましたが、あなたが辞めるか議会を解散させるかというようなことまで出ています。何でそがん、こだわっとつとですか。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 今、いろいろ言われましたけれども、町民の皆さんそれぞれに話は一緒じゃないと思えます。私の聞いている中でも、やはり違ったことで私に応援してくれる人もございます。

○副議長（上田健一君） はい、笠原良一君。

○10番（笠原良一君） あなたの支持者はあなたですね。しかし、昨日区長さんが来て米村議員に2、3人の区長さんがそう言っているのを見て、私は横から聞いておったが。区長さんは区の代表ですよ。その方たちが3、4人集まってぞろぞろおって来て、「だめですよ」と。議長が辞めるか、もう議会を解散しなさいと。こういう議会がなっとらんですよと。あなたのために昨日、10時から5時まで、なっとつとですよ。議会が空転しとるとですよ。空回りしとつとですよ。何であなたが、町のためを思ったら、区長さんも言われたように。区長さんは中立の立場で話すですよ。私の支持者だから辞めるな、と言われとるのじゃないですか。区の代表の方が、昨日は来ておられるわけです。その方が最後に階段の所で、「いかんですよ、あれは。何ですか」と。「議長が辞めんならば、議会は解散してください」と。そしたら、「私の決めることじゃない」と。あなたが決めることですよ。

- 副議長（上田健一君） 永田義昭君。
- 議長（永田義昭君） 今の、あとの解散の問題。私は解散権、ありません。決めることではないと思います。私自身のあれではないと思います。
- 副議長（上田健一君） 笠原良一君。
- 10番（笠原良一君） 議長の進退伺いですよ。それがなかから、ずっとこうやって来るとじゃなかですか。議会が解散するのは私の問題じゃ、そらないですよ。その前にあなたの進退伺いが出ておるとですよ。
- 副議長（上田健一君） 永田義昭君。
- 議長（永田義昭君） それも出ているのは、昨日の不信任あれでわかっています。もし、そこを考えても、それは私もいろいろな方との出会いはいたしておりますけれども、そういう形では言われてはいません。
- 議長（永田義昭君） 笠原良一君。
- 10番（笠原良一君） 特別調査委員会が設置されてから、これずっといきますよ。この特別調査委員会設置、可決しております。一番あなたが知っておるわけですよ。また、あなたがみじめになるのじゃないかなと私はと思いますが、どうですか。
- 副議長（上田健一君） 永田義昭君。
- 議長（永田義昭君） そこあたりはどうなるのかはわかりませんが、考えてはいません。今のところは、まだ。はい。
- 副議長（上田健一君） 米村洋君。
- 9番（米村 洋君） 提出した議員からいいですか、ちょっと、質疑。議長いいですか。
- 副議長（上田健一君） はい。
- 9番（米村 洋君） 議長ね、議長。もうね、片意地張らずですね、議会のことを考えていただいて出处進退については議長もいろいろと、やっぱり何ですかね、意地張るところもあると思います。そして今後は、議会の全体のことを考えられてですね、自分の出处進退をせめて議員は辞めなくても議長職というのを退かれるということを、そのへんのところを視野に入れられて、どうですか検討していただいています。
- 副議長（上田健一君） 永田義昭君。
- 議長（永田義昭君） 今のところ、考えていません。
- 副議長（上田健一君） 三浦賢治君。
- 6番（三浦賢治君） 今、永田議長の発言を聞いていますと、一向に反省の色がない。考えてみますとかいろいろ言うならともかくと、一向に考えていません。町民は辞めなさいと言っても、私の支持者は辞めるなて。そういう馬鹿なことがあります

すか。もう何べん、辞職勧告いろいろ出ていますか。そこらへんももう少し考えて、行っていただきたいと。昨日でも一緒ですよ、9時から全協を開いて、そして10時から5時まであなたのことばかり。町長をはじめ職員の方はただ話を聞いているだけ、何にもできない。そんな議会てありますか。もう少し責任を取るときは取って、男らしくやっていただきたいと思います。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 私自身も、執行部の皆さんや町の皆さんには大変ご迷惑を掛けただと思っはいます。先ほど言われました、昨日町民の方からも言われましたけれども、町民全体の、私の支持者だけではありません。やっぱり流れの中では、そういったことはありませんので。

○副議長（上田健一君） 三浦賢治君。

○6番（三浦賢治君） 流れの中ではありませんということはないでしょう。答弁にならないですよ。はっきり言って。もう少し真摯に考えていただけませんか。この辞職勧告決議案のこれも出してありますけれども、もう全体で議長が辞めるか議会を解散するか、それを提起してまであるんですよ。そこらへんのですね、この氷川町議会の中でも議長が一番経験も長いんじゃないですか。そのことは議長、一番よくわかっているんじゃないですか。即、辞めていただきたいと思います。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 町民それぞれ、考え方も違うと思います。先ほど私が言われました、そこあたりいろいろ自分のことに関しましては、やはり不徳の致すところもあったと、自分でもそこはお詫びいたしたいと思います。しかしながら、先ほどの解散、それは本当に皆さんで全体の全議員で決められることだと思います。

○副議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） あのね、こういうね議長不信任案とかですね、辞職勧告決議案請願においても数々可決をされて、やっぱりそういう可決されたことを重きに受け止めていただいてですね、自分の出処進退を今後はっきりされたらいいと思うんですが、どうでしょうか、そのへんのところは。再度その、今現在ですね、非常に議長も意地になっておられると思いますが、そのへんのところも民主的なルールとして可決されたことにおいて、そのへんのところ、よくお考えをいただけるということはどうでしょうか。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） いろいろな件で可決されたことは、本当に重く受け止めたいと思います。しかしながら、辞職はいたしません。

○副議長（上田健一君） 長尾憲二郎君。

○3番（長尾憲二郎君） 今、いろいろ話が出ておりますが、議長も片意地張って辞めないとおっしゃっているわけですね。そして自分の支持者が「そう辞めんでも頑張れ」というようなことを言っているという話も出ていますが、それであれば民意をとるために民主主義の方法でいきましょう。議会を解散し、そして住民に問いかけましょうや。どっちが正しいのか。私はそうしていただきたいと思います。以上です。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 解散の件は、やはりそう思われているのであれば、全体でそこを討論というか一応議論したらいいのではなかろうかと思います。

○副議長（上田健一君） ご意見はよろしいですか。

ここで永田義昭君には改めて退場を求めます。

[永田義昭議員 退場]

○副議長（上田健一君） これから、提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 討論なしと認めます。

○8番（片山裕治君） 議長、退席します。

[片山裕治議員 退場]

○副議長（上田健一君） これから発議第13号、永田義昭議員に対する議員辞職勧告決議案を起立により採決をいたします。この本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

永田義昭君の入場を認めます。ほかの3名の人も、入場を許します。

[永田義昭議員、清田一敏議員、江寄悟議員、松田達之議員 入場]

○副議長（上田健一君） 発議第13号、永田義昭議員に対する議員辞職勧告決議案は起立多数で可決されたことを報告します。

以上をもちまして、私副議長は議長の職務を降ります。

○議長（永田義昭君） 発議第13号の審議のため退席しておりましたが、再び議長の職務に復帰いたします。

日程第13 一般質問

○議長（永田義昭君） これから一般質問を行います。議運で今回から10分間打ち切りと決まりましたので、よろしくお願いいたします。それと、質問は要旨につき3回までとなります。よろしくお願いいたします。

順番に発言を許します。6番、三浦賢治君の発言を許します。

○6番（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。6番議員の三浦でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずその前に、熊本地震で被災されました方々にお見舞いを申し上げたいと思います。先ほど議長が言われましたように、12月定例会からの一般質問は10分でございますので、時間を厳守したいと思います。執行部の方には時間が過ぎたら、もうそれで結構です。

では、質問に入ります。

熊本地震で損壊した家屋の公費解体について。（ア）熊本地震で損壊した住宅の解体を市町村が実施することになっています。県が10月時点で公費解体の進捗状況が発表されましたが、氷川町の公費解体の遅れをかんがみますと、解体された災害ゴミの仮置き場の整備が進んでいないのが現状ではないかと思えます。現在どの程度進んでいるのか、稼働される時期はいつかをお尋ねいたします。

（イ）被災者の復興に欠かせないのが、生活の再建ではないかと思えます。家族の憩いの場として早くマイホームを建設したいと望まれています。損壊した家屋の解体が進めないことには、将来の計画が立たないのが現状なのではないかと思えます。執行部は公費解体について、どのように認識され、また計画されているのか説明をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 三浦賢治君の質問事項、熊本地震で損壊した家屋の公費解体についての（ア）から（イ）までの答弁を求めます。

町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） 三浦議員ご質問の（ア）の仮置き場の件ですけれども、氷川町高塚にあります元旦ビューティ工業株式会社様の所有されている工業用地を、同社のご理解で1万平米お借りして災害等廃棄物仮置き場としての整備工事を進めております。災害等廃棄物仮置き場整備工事につきましては、平成28年9月21日に契約をいたしまして、その工期を平成28年9月23日から同年12月27日までとしております。受注者は氷川町鹿島にあります株式会社上村工業であります。現在整備を進めている仮置き場を設けることの意義を十分に理解されて

おり、その完了に向けて同社も鋭意努力されております。路盤工などをはじめとする造成工事の中で、仮置き場としての機能を十二分に発揮できるよう、協議あるいはその解決策を講じながら作業を進めております。状況としましては、先週末に路盤工、不陸整正を終えており、残すは仮囲い設置のみとなっておりますので、早急に竣工検査を施して早期に供用開始を実施したいと考えております。

またご質問（イ）の被災者の生活再建には、倒壊家屋の早期解体が必要であり、町はどのように認識し公費解体の計画をしているのかというご質問ですが、議員のおっしゃるとおりでございます。ご承知のとおり、県内の中間処理施設や最終処分場は大変混雑しております。そこで現在、町も災害協定に基づき一般社団法人熊本県産業資源循環協会に支援要請をしております。その協会との話合いの中で、先ほどの仮置き場の設置が必要だということで、さっきの答弁でも述べましたとおりその整備を進めております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 三浦賢治君。

○6番（三浦賢治君） 今、課長から詳しい話をいただきまして本当にありがとうございます。その中でいつ頃から仮置き場に集積できるのか、1月なのか1月半ばなのかその点だけ少しお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） 今の質問ですけれども、先ほど申しましたように路盤工、不陸整正は終えており、残すは仮囲い設置のみとなっております。ただ、ちょっととびの職人の手配がちょっとなかなか都合がつかないということで、このあとしばらく工事が空く期間ができてきます。15日から3日、あるいはとびの職人の数が少なければ5日ぐらいかかるという話ですので、完了検査あたりは20日ぐらいになるのかなど。できれば、間に合えば年内にでも、遅くても年明け早々には公費解体のほうは実施できるかなと考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 三浦賢治君。

○6番（三浦賢治君） 今、課長から年明け頃からはもう間違いないだろうということで、私たちも電話がかかってきたときは、年明けから大丈夫ですよということはもうお伝えをしたいと思います。現場も見てまいりました。課長が言われるように路盤工、いろいろきれいにできておりましたので、1日も早い仮置き場をつくらせていただいて公費解体を早くしていただきたいと思っております。早く解体ができないと、家庭の新築もできないというのが現状でございますので、ぜひその点はしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

10分間という一般質問でしたけれども、お陰様で課長の協力がありまして早く終わることができました。ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、三浦賢治君の一般質問を終わります。

次に、1番、河口涼一君の発言を許します。

○1番（河口涼一君） 皆さん、おはようございます。1番議員の河口です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして1項目質問をいたします。

質問に入ります前に、これまで3年間12回の議会定例会が開催されたわけですが、直近の2回は質問の機会がございませんで今回、今日4年目に入りますが11回目の質問になります。しかし、今回は10分間の制約があるということで大変戸惑っておりますが、また回答者にあらわれては更に十分な時間が確保できるのか心配をしておりますが、何しろ時間が制限されておりますので、早速質問に入りたいと思っております。

質問事項は1項目で、氷川町未来まちづくり政策研究会について。質問の要旨としまして細目を3点用意しております。（ア）としまして、どのような目的趣旨で設置をされたのか。（イ）これまでどういう提言が出されてきたのか。（ウ）この中で何が実現できたのか。ということについて、お尋ねをしたいと思います。

まず、この研究会ということについては積極的なアナウンスはこれまでしておられないんじゃないかと思っております。私の勉強不足かもしれませんが。それで少し事前の勉強を試してみたところですが、この名称からしましてもとても「未来まちづくり」ということで、大変内容については頼もしく思っております。そして、大いに期待するところではありますが、ぜひ、これをますます発展させていただいて、機能的で起動的な、これもこれまで何回も申し上げておりますが、氷川町ならではの氷川デザイン・氷川スタイルの構築を願うものであります。脱皮しない蛇は死ぬと言われております。ぜひ、ますますの発展をお願いをしたいと思います。質問席に移りたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君の質問事項、氷川町未来づくり政策研究会についての（ア）から（ウ）までの答弁を求めます。

副町長。

○副町長（平 逸郎君） 皆さん、こんにちは。実はこの未来まちづくり研究会につきましては私のほうが代表を務めておりますので、答弁をさせていただきます。

まず、設立に至った経緯についてお答えをいたします。近年、町が抱えております政策課題というのは非常に複雑、多様化して担当課の職員ではなかなか困難な部分もございます。また、時間も大変掛かっております。加えて、昨年から地方創生

事業ということで、市町村独自の政策が求めておられます。こういった状況にかんがみ、各年代、各課の職員が持っております知識・アイデア、そして行動力を横断的に発揮して問題解決にあたる組織が必要と考え設立に至りました。メンバーは20代から50代まで15人、そして11の課に所属しております、任期は2年間としております。

取り組み内容につきましては、政策提言、政策課題の解決に向けた議論を行っております。既にゴミ減量化対策、空き家政策、まちづくり情報銀行の活用、氷川警察署の跡地の利用、道の駅竜北並びに竜北公園の機能強化ということでこの5件についてご報告させていただきました。その後、28年度予算にゴミ減量化対策と空き家のリフォーム予算が計上をされておりました、執行もされております。あくまでも、政策というのは各課で提言の熟度を上げて、それを政策として提出された結果というふうに考えております。研究会の議論の段階で、そこには担当課職員も参加をしております。そしてお互いにいろんな議論を重ねて、そしてそれが政策として実現できたというふうに考えております。また、研究会は人材育成の場でもございます。これが1番の目的かと思っております。自主的な研修によって、スキルアップをしてそれを日々の業務に生かすことが大事でございます。現在町では、国県の研修とは別に町独自の職員研修を行っております。連携協定を締結している同志社大学より政策学部の教授を招いて、地方自治の理論あるいはワークショップの手法、そして大学への職員の派遣、また北九州市の職員による法制研修を行い、実践に基づいたノウハウを享受いただいております。また職員自ら企画立案する自主研修により、先進地研修等も同時に行っております。そういった研修に加えて、もっとも職員は勉強すべきであるということで、この研究会も職員研修を中心に現在行っているところでございます。県内でも職員の自主勉強会は幾つかありますが、本研究会のように設置要綱により位置付けを明確にしたものはないというふうに思っております。この点につきましては、町行政に深く感謝を申し上げます。

実際、研究会のほうではいろんな課題等につきまして、まず現況把握そして課題の抽出、そして目的の設定、そしてその目的を達成するための取り組み、この部分が政策になってくるかと思えます。そして必要な予算そして期待される効果、こういったものを1つの提言としてまとめ、そして各課に提出し、その後財政あるいは首長との協議によって最終的に町の政策としてなるものと思っております。その部分を徹底した職員研修によって、それを身に付けていただくと。これが今自治体に求められている人材育成ではないかと考えております。

明日の地方自治を担う職員を育てることが、1番重要というふうに考えておりま

す。そしてこの研究会の活動が、行政のプロとして職員全体の意識改革につながっていくことを願っております。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 大変、丁寧にお答えいただきました。再質問の時間はないだろうということで、先ほど私の結論的なことを申し上げたわけですが、5項目提言があってもう2項目は既に実施をされておるということで、大変安心をいたしました。

これから私たち議会議員もそうなんですが、このメンバーの方もこれからどう課題を見つけていくか、そしてこの課題を私たちもぜひ共有することで、そういう認識を持って議会活動に臨みたいと決意をしたところであります。今の世の中と申しますのは、私たちリタイヤ世代じゃなくて、次の世代の人たちが実際動かしているわけですから、その方たちが中心となってこの研究会を進めていかれるということで、大変心強く思いましたし、先ほども申し上げましたが大変頼もしく思っております。今後、ますますの発展を期待して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永田義昭君） 以上で、河口涼一君の一般質問を終わります。

あと3名残っておられますが、続行しますか。ここで休憩を取りますか。

[「続行」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 続行ですか。それでは、続行いたします。

次に、2番、清田一敏君の発言を許します。

○2番（清田一敏君） 皆さん、こんにちは。ただいま、ご紹介をいただきました2番議員の清田でございます。

通告に従いまして、熊本地震について1項目、質問をさせていただきます。

早いもので、4月14日の前震そして16日の本震からやがて8カ月になろうとしております。震源地の益城町・西原村のみならず、遠く離れた氷川町でも16日には震度6弱の強い地震に見舞われ、家屋や公共施設、農業用施設等にも大きな被害が発生し、日常生活にも混乱や支障が生じたところでございます。突発的に起きたあの地震の衝撃と惨状は、私たちの頭の中に深く刻みこまれたことと思います。一方で時間の経過とともに記憶も薄れがちになり、やむことのない余震の揺れにも慣れが生じてきているような側面があることも、また事実でございます。

そこでまだ記憶が新しいうちに、今一度熊本地震を検証し、今後の防災・減災に役立てることは非常に大事なことはないかと思っております。そこで、今回の地震を経験して見えてきた課題は何かありますか。（イ）といたしまして、課題に対

する方策は考えておられますか。

以上、2点について質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（永田義昭君） 清田一敏君の質問事項、熊本地震についての（ア）から（イ）までの答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 想定外の大震災によりまして、慌てふためいた災害発生当事を思い出します。7月25日に対策本部のほうで地域防災計画に決めました災害時の対応を検証するために今回の地震に対応する総括会議を開きましたので、その中でできなかったこと、各班の連携不足など、多くの反省事項が見えてきましたので、4つの課題を上げてお答えをいたします。

まず、災害対策本部機能の効率化でございます。情報を集約し、適切な対応が求められる中に、想定外の災害により分掌業務の遂行に支障を来しておりました。全職員が避難所運営や避難者誘導などにあたり、不眠不休の状態で通常業務や損壊道路などの応急処置に従事し、体調を崩す職員も出たところでございます。対策本部の各班体制を見直し、効率的な対応に努める必要があります。

次に、避難者対応でございます。交通渋滞を招いた道路環境、健常者も障害のある方も一緒に避難させた避難所。特に弱者を受け入れる福祉避難所の開設は必要だったと反省をしております。また、避難者対応には職員があたりました。ボランティアの受け入れや避難者自らの避難所運営など、避難所の在り方も研究する必要があります。更に独居者、高齢者の避難にあたっては消防団員に誘導を依頼しましたが、適切な情報提供ができず、大きな地区ではどこに要援護者がおられるのかわからないといった課題が見えてきました。

次に、安全な避難所経路の確保です。今回の地震では瓦の落下、ブロック塀の倒壊や倒木など至る所で発生しましたが、安全な避難経路を確保するための撤去道具や、特に倒木を切断するためのチェーンソーが不足しました。

最後に生活再建です。解体を申し込まれている建物は、住家・非住家を合わせて約300棟です。住家にあっては、同じ場所に住みたいと思われても解体ができなくては再建できません。農家の小屋も生産活動の中心となる建物です。一刻も早く解体作業を終えることが肝心です。

ではこの課題の対応対策ですが、災害対策本部機能の効率化に対しましては、現在地域防災計画を見直しております。平成27年度に10年ぶりに地域防災計画の全面見直しを行いました。防災会議に諮る前に今回の地震を経験し、各班が主体的に業務を遂行できるように対策本部業務の見直しを行っております。

次に避難者対策ですが、地域で防災機能を高め、自助共助による安全確保のため

地区防災計画の策定を進めており、平成30年度までに39の全地区に策定していただきます。また避難所運営のマニュアル化や、防災備蓄品の充実を図ってまいります。

次に、安全な避難経路の確保対策ですが、必要な資機材の配備や建設業者等との連携をこれまで以上に進めていきます。

最後に、生活再建対策ですが、度重なる制度拡充に苦心しましたが、迅速な対応が求められるために制度を理解する職員の能力アップに努めてまいります。

以上です。

○議長（永田義昭君） 清田一敏君。

○2番（清田一敏君） ただいま、様々な課題が見えてきたところでございます。これらの課題を解決することが前進につながるものと思っております。

あと少し時間がございますので、私なりに感じておりますことを要望なり提言ということで述べさせていただきたいと思っております。

答弁は時間の都合上、必要ありません。

まず第1点ですが、地震というのは台風や大雨と違って突発的に起きることから、初動体制それから避難勧告、指示の出し方等が大変重要になってくると思われるので、防災計画の中にぜひそのところをきちんと盛り込んでいただければと思っております。

次に、今回の避難では、車中泊が大変多く見られました。理由は人により様々と思いますが、各自バラバラに避難されますと情報の伝達も伝わりませんし、支援物資も届きません。また防犯上も危険が予想される場所でもあります。はじめからトイレ等が完備した屋内指定避難所の設置はできないものか。また地区公民館の活用はできないものか、検討をお願いいたします。

それから今回の地震で一番被害が出たのは、やはり家屋の損害であります。耐震診断の予算化はされておりますが、3月の産建の委員会で質問をいたしました。そのときには、まだ耐震診断の実施されている所は少ないという回答でございましたが、住民そのものがこういった制度があるのをご存じない方もおられるかと思えます。そこで耐震診断の啓発推進とその後の耐震改修にもぜひ予算措置をお願いしたいと思います。

それから先ほど、三浦議員のほうから質問がございましたが、去年は台風による台風被害が大変発生をいたしましたところでございます。そのときも台風災害ゴミ置き場、大変苦勞されたように感じております。そして今回の地震でございます。常設の仮置き場はできないものか。以上4点、提案をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田義昭君） 以上で清田一敏君の一般質問を終わります。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） それでは3分間、休憩します。3分間とはいかんですね、5分
ですね。

-----○-----

休憩 午後0時08分

再開 午後0時12分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に3番、長尾憲二郎君の発言を許します。

○3番（長尾憲二郎君） 3番議員の長尾です。おはようございます。

通告どおり、質問いたします。質問の前に今年4月に未曾有の震度7を2回記録
しましたが、熊本地震が発生し我が氷川町でも甚大な災害があり、被害に遭われま
した皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、いまだ各地の余震が続いてい
ます。今も発生したようですが。早急の復旧復興ができますことを念願するところ
であります。

さて本日の質問は10分間とのことで、十分な質問ができませんが、質問事項を
1点に絞っていたします。全国でも児童生徒の少子化が問題化されていますが、我
が氷川町の小学校3校とも少子化は避けられない状態であります。心身を回るため
の運動部活動やスポーツ活動をする児童数が減少し、部活動としての活動ができな
い状態になっています。各種スポーツの指導者不足が保護者の皆様からも大きな問
題と思惟されています。ましてや学校外の所属クラブに通わせる保護者もあり、ま
すます部活動をする児童数が減少する傾向にあります。よって定員数が不足してい
る部活動も出ているようです。このような経緯で教職員・先生から社会体育への移
行をなさいと熊本県の指導が方針が出されました。よって質問事項として、小学
校部活動の社会体育への移行についてを質問します。

質問要旨として、（ア）熊本県が平成26年2月に発行の運動部活動の在り方検
討委員会の提言となっていますが、提言とはどのようなことでしょうか。生涯学習
課長にお尋ねします。

（イ）県方針は平成30年度まで社会体育への移行を方針を出していますが、我
が町はどのような取り組みを考えておられますか。太田教育長にお尋ねします。こ
の（ア）（イ）を続けてご回答いただいて質問を終わりたいと思います。ありがと
うございました。

○議長（永田義昭君） 長尾憲二郎君の質問事項、小学校部活動の社会体育への移行に

ついでに（ア）から（イ）までの答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） ご質問の（ア）の運動部活動の在り方検討委員会の提言についてお答えいたします。

これまで熊本県では学校教育の一環として、小学校における運動部活動が行われてまいりました。ただ、運動部活動を行って行く中で、先ほど申されましたけれども少子化による児童の減少によるチーム編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化、指導者不足等の課題があり、平成26年2月、外部識者や学校関係者で構成される運動部活動及びスポーツ活動の在り方検討委員会より熊本県教育長に提言がなされました。その内容につきましては、1. 小学校の運動部活動については社会体育へ移行する。2. 中学校・高等学校の運動部活動については社会体育との連携を図る。3. 小学校の社会体育への移行や中高等学校の社会体育との連携等について協議する委員会を設置する。4. これまでの運動部活動の在り方について見直しを行い、児童生徒がバランスのとれた学校生活を送ることができるよう、発育発達に応じた適切な活動を行う。小学校につきましては、社会体育移行までの期間となっております。5. 地域のスポーツ指導者の適切な活用を図る。6. 教職員及び地域のスポーツ指導者の資質向上を図る。7. 指導者向上に向けて、科学的な指導内容・方法を取り入れる。以上、7項目の提言がなされました。

この提言に基づき、熊本県教育委員会から平成27年3月、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針が出されました。この県から出された基本方針の中で、特に小学校の運動部活動については、社会体育へ移行する。平成27年度から社会体育移行に向けた検討を開始し、移行準備が整った地域・学校・種目から順次移行を進める。また、移行期間につきましては4年間とし、平成30年度末には各市町村において社会体育移行が達成できるようにする、となっております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 教育長。

○教育長（太田篤洋君） 本町の社会体育移行への取り組みについて、お答えをしたいと思います。本町といたしましても、児童の少子化や学校の指導者不足等がありまして、県が方針を示しておりますように社会体育への移行はやむを得ない状況と判断しております。現在、3つの小学校には男子に野球・サッカー、女子にバレーボールとそれからバスケットボールがございます。この3つの部を、学校の指導から地域で指導できる体制へスムーズに移行するため協議を重ねているところです。

お尋ねの本町の移行方針でございますが、1つには生涯にわたり自らスポーツ活動に親しみ、体力や運動能力の向上に努める氷川っ子。そして健全な心身や豊かな

人間性にあふれた氷川っ子等を育成するためのスポーツ活動に努めること。それから2点目に保護者と学校が連携し、検討委員会及び種目委員会を設置すること。それから3点目でございますが、組織や体制など移行の枠組みや指導者の確保、それから活動時間・活動費・活動対象者などについて協議すること。それから最後でございます、4点目、平成29年度末には社会体育移行が達成できるように努めること。この4点を示し、現在もう既に十数回協議を重ねているところであります。しかしながらただ今ご質問がありましたように、今後活動の主体となります4年生以下の保護者の皆様方から、「自分たちで本当に運営できるのかな」、あるいは「指導者の確保ができるのかな」、または「子どもたちの送迎は夜の練習時間になったらどうするのか」、また「運営費はどうなるのか、高くなるのだろうか」ということを大変不安に感じておられるようでございます。そのために教育委員会としましては今後、学校・保護者・スポーツ団体関係の皆さん方とさらに協議を進めて、移行に向けしっかりと支えてまいりたいと考えております。特に、社会体育に移行したために、子どもたちが楽しみにしているスポーツ活動やたくましい心と体を育てるスポーツ活動が低下することがないように精一杯努力をしてまいりたいと、そのように思っているところです。

以上です。

○議長（永田義昭君） 長尾憲二郎君。

○3番（長尾憲二郎君） ありがとうございます。ご丁寧な答弁いただきました。

本当に保護者の方は実際、不安に思っているところでございますので、行政のほうからもご支援をいただきたいと思っております。

終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、長尾憲二郎君の一般質問を終わります。

次に5番、江寄悟君の発言を許します。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 5番、江寄です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、実は氷川町とそれから同志社大学で地域づくりの地域連携協定を結んでおります今川教授が逝去されまして、私は心より哀悼の意をここで表したいなと思っております。今川先生は旧宮原町時代から、その頃県立大学におられましたので非常に地域づくりに頑張っておられて、今回藤本町長がこの今川先生とこのまちづくりの地域連携協定を結んでいただいたので、非常に心強く思っていたところです。また、先ほど河口議員のほうからありましたこのまちづくり政策研究会、これらも非常に力を入れていただいていた方として、熊日の販売店の社長の岩本さんのほうが音頭をとって、随分とまちづくりに頑張ってくれていました。ぜひ、同

志社大学のほう、引き続きこのまちづくりに協力していただくよう、藤本町長にお願いしたいと思っております。そこで、私が今回の一般質問、非常にアバウトな質問要旨で、藤本町長もだいぶ困られたろうなと思っております。なぜかと言いますと、私はここの議会に来らせてもらって2期目、あと残すところ10カ月ぐらいで8年、議員をさせてもらうことになっていますけれども、私はこの議会議員というのは議員必携にもありますように議会が持つ2つの使命、すなわち具体的な政策の最終決定、ここで執行部から出たものを最終に決定する。それと行財政運営の批判と監視をやらなければいけない。これは藤本町長が9月議会に提案していただいている27年度の決算認定、これを9月、決算認定、残念ながら継続審査という流れになったんですけれども、どこにも付託をしなかったので廃案になってしまいました。今回、また町長のほうから出てきてますので、これについて議会運営委員会のほうで6人いますけれども、その議会運営委員会のほうで今回もこれについては継続審査にすると。結果的に今回もまた廃案になるのかなと。それについて非常に危惧をしています。その27年度予算、決算に基づいて私はこの29年度予算を作成するために、藤本町長はその反省点を踏まえて作られるんじゃないかな、そう思ったんですけれども、残念ながら議会で認定またこの議会の義務であります批判と監視というのを何もしないまま藤本町長は29年度予算を作らなければならない状況になってしまったことは、議会として非常に申し訳ないなというふうに感じているところです。この2つの目的を達成できるよう、私は議会の一員として懸命に努力をしてきたつもりであります。そのためにこの7年半ですか、いろいろ提言・提案、要するに批判監視をやってきたつもりです。これは私が執行部が出してきたものに対して良いものは良い、是は是、これはこういう所は訂正すべきじゃないかと提言をさせていただきました。その提言は、反藤本派という形で皆さんのほうから見られてしまったことを非常に残念に思っております。私は議会の義務であることをやってきたつもりでいますけれども、残念ながらそういうふうに見られています。今まで提言してきました土地利用計画、それから農振除外するために町の土地利用計画、どこにどういうものを作るかというそういうものをやるべきじゃないか。農振除外をする、そういう計画を立てて農振除外のエリアを決めてもらえませんかという話をしました。商店街の再整備もやりました。インターチェンジ本当に必要ですかという話もしました。竜北公園、あのスーパースライダー、誰が乗るんですか、本当に要るんですかということも話しました。小中高一貫教育、高校設置または誘致すべきじゃないか。子どもたちの声が聞こえないので、高校生を何とかここにとどまらせる、この町にとどまらせるそういう施策はできないですか。福祉バスをやりましょうか、路線バスを役場の前を通るように頑張りませんか。道の駅

の運営の5%を、利用料を5%下げのために赤字の氷川のしずくは廃止しませんか。そういうふうなことを提言してきました。私はこの議会に出てくるときに、私の選挙責任者と私のこの議員活動については2期で終わるということをはっきり確約しておりました。ですから、私の人生設計の中では議員活動は2期で終了する。これは自分の中でも決めております。また、選挙責任者とも約束をしております。ですので、このような形で今議会が少し混乱をしている中で議員がやるべき義務を達成できない、そういうことが非常に残念でありまして、今回の一般質問、こういうアバウトな質問になったのは決算認定ができなかったことを、非常に私は町長に心からお詫びを申し上げたい。今回、質問要旨に入りますけれども、28年度の予算執行成果については町長から行政報告という形で12、3点上げていただいております。そういう中でこの氷川町がこれから先、小さな町として目指すべき方向、それを28年度は残念ながら震災でその方向があまり出すことができなかった。予算も91億円まで膨らんで本当に町長をはじめ執行部の皆さんたちも毎日苦勞をされているのだろうと思います。また、議会運営委員会でこの一般質問10分という形になったのは、課長たちが震災で大変だからという理由から、10分になってしまいました。私は基本的には1時間やるべきだと思います。しかし、残念ながらこの議会運営委員会の結果を議長のほうに上げて、議長もそれを承認されてしまった。私はこの議会で議員として、やっぱり一般質問で町政の批判、それから議会としての権能をやるべきではないかなと思って、毎回一般質問をやってきたところで

要旨を読んで、あとはペーパーでいただければもうし、だめであればこのまま終わりにします。28年度の予算執行の成果、その成果を29年度どのように生かしていくか。28年度予算執行の反省点。その反省点をどのように改善していくかを聞きたいと思います。

以上です。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 質問時間は過ぎておりますけれども、せっかくの一般質問に立たれましたので、私の気持ちも少しおつなぎをいたしたいと思っております。

まず議員のこれまでの議員活動の中でいろんなご提案なりをいただきました。そのことにつきましては、しっかりと受け止めてそれぞれの政策に生かしているつもりでございますし、これからもできるところはしっかりとやっていきたいと思っております。一番大切なことは先ほど申し上げましたとおり、それぞれ議会としてしっかりと検証すべきところは検証していただく、提案していただくところは提案をしていただく。私ども執行部として提案するところもしっかりと皆様方にご説明を

しご理解をいただいでいく。それが2元代表制の大原則でございまして、それぞれの責任をこれからもぜひ果たしていきたいと思っております。その上では、先ほどの決算審査につきましてもしかりでございますが、28年度の予算執行につきましては今現在執行中でございます。職員も震災の対応をしながらこの28年度予算の執行に一生懸命、今寝る暇あるいは休みも返上して頑張っているところであります、そのことは3月までまたしっかりとやっていきたいと思っておりますし、また来年度決算の中でいろんなご示唆があればご指導いただきたいなと思っております。これからも、どうぞそれぞれ2元代表制の原則を守ってしっかりと頑張っていこうではありませんか。

終わります。

○議長（永田義昭君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） ただいま、町長から2元方式ということの提案がありました。先ほど一般質問等々においても決算認定等々においても、やっぱり議会のチェック機関としてやるべきことはやらなければならないと。それは江寄議員が言っていることは、やっぱり議員としての使命だと思っております。町長もそのへんのところを前1回ははっきり言われました。私もそう思います。しかし、議会は今混迷しております。対立しています。しかし結束するためにはどのへんのところで決着するか、正常な議会に運営をするためにはどうやった議会の方針をするかということは、議会が議員たちが一人一人考えていかなければならないと思っております。今、江寄議員も一般質問も自分の質問提案だけして答弁もできない。こういうような議会も非常に、今後検討していかなければならないと思っております。そして今、町長からも2元方式の在り方についてははっきりしたことを言われました。今後、議会もよく反省をして、これから結束をしていくということにはどうやっていくかということを検討していかなければならないと思っております。そういうことで、議長、よろしくをお願いします。

○議長（永田義昭君） 時間が長くなりましたけれども、町長の答弁をお聞きしたわけでございますので、ご勘弁ください。

以上で、江寄悟君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時38分